

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会の位置付け

「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」は、千葉県行政組織条例に基づく知事の附属機関です。

千葉県行政組織条例のポイントは次のとおりです。

- 1 調整委員会の業務（行政組織条例 28 条 別表 2）
 - 「その他相談員」の委託に際しての意見具申（障害者条例 14 条 2 項）
 - 「広域専門指導員」の委嘱に際しての意見具申（ " 条例 16 条 2 項）
 - 知事の申立てのあった事例に対する助言及びあっせん（ " 条例 23 条 1 項）
 - 知事に対する差別解消のための勧告の建議（ " 条例 24 条 1 項）
 - 訴訟援助の審議（ " 条例 26 条）
 - 県民模範の表彰に際しての意見具申（ " 条例 31 条 2 項）
 - 重要事項の調査審議及び建議（条例の解釈指針を含む）

- 2 組織等（行政組織条例 29 条 別表 3）
 - (1) 委員構成
 - 「障害のある人」
 - 県議会議員
 - 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者
 - (2) 委員数 20 名以内
 - (3) 任期 2 年

- 3 委員長及び副委員長（行政組織条例 30 条）

委員長及び副委員長は、委員の互選による。

- 4 部会（行政組織条例 33 条）

附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 5 その他（秘密の保持）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。（障害者条例 28 条 / 36 条）

千葉県行政組織条例に定めるもののほか、必要な事項は「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会運営要綱」で定める。

「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」委員名簿

平成19年10月1日現在

| 分 野 | | 委員氏名 | 役 職 名 |
|------------|---------|-----------------|-----------------------------------|
| 障害のある人 | 身体障害 | 視覚障害 | 高梨 憲司 (福)愛光専務理事/視覚障害者総合支援センターちば所長 |
| | | 聴覚障害 | 植野 圭哉 (福)千葉県聴覚障害者協会理事長 |
| | | 肢体不自由 | 神林 保夫 (福)千葉県身体障害者福祉協会理事長 |
| | 知的障害 | 田上 昌宏 | 千葉県手をつなぐ育成会会長 |
| | 精神障害 | 横山 典子 | 千葉県地方精神保健福祉審議会委員 |
| | | 貫井 信夫 | 千葉県精神障害者家族会連合会常任理事 |
| | 発達障害 | 古屋 道夫 | 千葉県自閉症協会理事 |
| | 高次脳機能障害 | 角田 義規 | ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人 |
| 県議会議員 | | 石橋 清孝 | 自由民主党(東金市) |
| | | 堀江 はつ | 民主党(船橋市) |
| | | 塚定 良治 | 公明党(市原市) |
| 専門的知識を有する者 | 福祉の分野 | 高野 正敏 | (福)あしたば常務理事/中野学園学園長 |
| | | 平山 隆 | (福)彩会理事長 |
| | 医療の分野 | 土橋 正彦 | 市川市医師会会長 |
| | 教育の分野 | 渡部 敏 | 千葉県小学校長会事務局長 (元 千葉市立新宿中学校長) |
| | | 林 トシ子 | 元 千葉県立千葉聾学校長 |
| | 雇用の分野 | 石井 明彦 | (株)舞浜ビジネスサービスノーマライゼーション推進室長 |
| | | 大田 禊之 | (株)アキテック 代表取締役 |
| | 法律の分野 | 藤岡 隆夫 | 弁護士(藤岡・合間法律事務所) |
| 学識経験者 | 北野 誠一 | 東洋大学ライフデザイン学部教授 | |

定 数：20名以内

委員数：20名

任 期：2年(平成19年2月6日~平成21年2月5日)

堀江委員は、平成19年6月5日~平成21年2月5日